

## 交野市への要請内容と回答

### 1. 雇用・労働施策

#### (1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

#### (回答)

現下の厳しい雇用失業情勢に即応する国の「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別基金事業」を活用した雇用創出事業を実施している次第です。平成21年度に引き続き平成22年度におきましても両事業を計画し、また、大阪府の全体構想と連携しながら雇用創出事業を実施してまいるとともに、国の介護雇用プログラムとも連携できるような関係部署に働きかけてまいります。

(商工観光課)

#### (2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

#### (回答)

いわゆる就職困難者等といわれる障がい者・高齢者・母子家庭の母親・ニート・若年者等の方々に対して、本市の就労支援コーナーにおいて専門コーディネーターによる個別相談を実施し、必要があれば大阪府あるいはハローワークと連携した就労支援を実施しております。

市の関係部署及びハローワーク・支援学校・市内作業所等と連携した交野市障がい者自立支援協議会を平成21年度に立ち上げ、就労支援策の情報交換の場としてより実効ある就労施策に結びつけるよう関係機関と連携を図った次第です。

また、離職等様々な理由により住居をなくした方々には、住宅セーフティネット対策連絡調整会議を平成20年度に設置し、自立支援協議会と同様、有効な施策の検討を図ってまいりたいと考えます。

(商工観光課)

#### (3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行う

こと。

(回答)

改正最低賃金法・労働基準法等、労働者にとって重要な項目は、市の広報誌に掲載して周知を図っているところです。また、企業・市内事業団体等に対しましては、関係機関と連携し、啓発等も含めながら引き続き周知してまいります。(商工観光課)

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導入の自治体にあっては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

「行政の福祉化」について本市においては、社会的弱者の雇用・就労機会の創出や自立支援につながる取り組みとして、平成18年度より「大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合(エル・チャレンジ)」に就労訓練の場の提供を行うとともに、交野市母子寡婦福祉会より人材の派遣を受けるなど、就労支援を行っております。

総合評価入札制度につきましては、現在導入しているエル・チャレンジが、当実施状況から「行政の福祉化」に大いに寄与していると考えられること、また大阪府立交野支援学校が市内にあることからエル・チャレンジとの連携が容易に図れ、就労機会の創出につながりやすいこと等から、平成21年度よりエル・チャレンジへの就労訓練の場の提供をさらに一ヶ所増やしたところであり、また、あわせて総合評価入札制度の手法についても引き続き検討していきたいと考えています。

公契約条例につきましては、現在国においてILO94号条約が未批准であることから、今後国等の動向を見据えながら、検討していきたいと考えています。(総務課)

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

最近発表された国税庁調べによると、年間給与額の分布では300万円以下の層が1,820万人で全体の40%を占め、なかでも200万円以下の層の増加が著しく増加し23.3%となっています。また、総務省が発表した非正規労働者は1,890万人で、労働者全体5,326万人に占める割合は、35.5%で

過去最高となっております。これらは、社会格差の拡大や働き方の二極化が進み、メンタルヘルスを含めた健康障害が深刻化し、ワーキングプアや格差の固定化が社会問題となり、急速な少子化の大きな要因となっております。

本市としては、仕事と生活の調和の実現のため、国や大阪府・市内事業者・市民等それぞれが役割分担のもと「就労と子育ての両立」をめざすための取り組みについて、引き続き有効な施策を検討してまいります。  
(商工観光課)

## 2. 経済・産業・中小企業施策

### (1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

### (回答)

本市にはこれといった地場産業もなく、また特徴ある産業集積地も無に等しいが、現在、市内農業・商業・工業・観光団体及び行政が一丸となり、将来本市の産業活性化を図るための方策を検討しているところです。

平成22年3月には第二京阪国道も全線共用開始され、京都大阪間の中間となる本市へのアクセスが容易であることから、企業立地あるいは観光客誘致等も含め、農商工間連携による交野ブランドの創出を図ってまいりたいと考えております。ブランド創出を図るうえで、B2Bセンターの活用や大学・地域活性化支援機関との連携を図り、産業の活性化を図ってまいりたいと考えます。  
(商工観光課)

### (2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

### (回答)

企業誘致策は、雇用創出あるいは隣接商業地の活性化に波及すると認識しております。しかし、本市にある田園風景や緑豊かな自然環境を保全するという考えもあることから、一概に自然を破壊してまでも推進すべきでないと考えております。

ただし、既存の工業地域や準工業地域に拠点を置く中小企業者の流出を防止するための施策は必要と考えておりますことから、引き続き有効な施策を検討してまいります。  
(商工観光課)

### (3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

本市の入札においては、「交野市建設工事指名選定要綱」に「市内業者については、その育成の観点にたち、優先的に指名することができるものとする」と規定されており、入札業者の指名選定においてはこの規定を適用し、適正な入札契約事務を執行しているところです。

また、平成17年度より、本市が発注する小規模な修理工事等の契約を行う場合で、建設業の許可を受けていないなどの理由により建設工事競争入札参加資格審査を申請することができない方を対象とする「営繕登録」の制度を設け、中小企業者への発注に努めているところです。

(総務課)

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

本市におきましては、交野市ホームページ「公共工事の適正な施工について」の中で、下請負の適正化について、元請業者が工事の一部を下請負に付す場合には、建設工事標準下請負契約約款又はこれに準拠した内容の契約書により、適正な工期・工程の設定を行うこと、下請代金の見積にあっては、賃金等に加えて諸経費等も適正に積算するよう配慮すること、前払金を受領したときは、建設業法第24条の3第2項の規定に基づき下請業者に、必要な費用を前払金として現金で支払うよう配慮すること等留意事項を示し、事業者に対して周知徹底を図っています。

(総務課)

### 3. 行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(回答)

平成22年度から27年度を目標年度とする「第2次交野市財政健全化計画」を今年11月に策定し、財政構造を持続可能なものにするための年次別の取り組みや数値目標を提示しています。

(企画財政室健全化担当)

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から

連携を図ること。

(回答)

多様なまちづくりの主体との協働を進めます。また、事業化・予算化といった多様なプロセスでの協働についても検討してまいります。(企画財政室企画担当)

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの变化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するのかを明確にすること。

さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(一括回答)

(3) について、権限委譲の協議のなかで、ご指摘の件については要望済です。なお権限委譲については、税と効率化の視点も十分考慮して積極的な対応を図っております。

(企画財政室企画担当)

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

本市の財政は厳しい状況下であり、その健全化に向けた取り組みを順次行っているところです。しかしながら、「安全・安心」なまちづくりは市民生活にとりましても重要であると認識しており、その観点からの予算編成も行っております。引き続き、この「安心・安全」を念頭に置いた予算の編成に努めてまいります。(企画財政室財政担当)

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

予算を有効かつ効率的に活用するとともに、真に必要な公共サービスを提供していくため、平成19年度から事務事業評価を実施し、業務改善に努めています。また、(外部)評価委員会を設置し第三者による評価も行っています。(企画財政室健全化担当)

#### 4. 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者(医師・看護師など)の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

(回答)

本市としましても「大阪府保健医療計画」に基づく医療連携体制の充実による安全・安心の医療体制の構築について、大阪府と連携してまいります。(健康増進課)

(2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

(回答)

質の高い介護サービスを安定して提供するためには、介護従事者の人材育成・研修機会の確保や安心して働ける労働環境の整備が重要な課題と考えております。本市としましても、介護従事者のための各種研修会の開催や他機関による研修機会の情報提供、また事業所による労働関係法令遵守の啓発を通じてのコンプライアンスの徹底を図ります。

また、国の介護職員処遇改善交付金事業の活用を、情報提供等により各事業所に働きかけてまいります。(高齢介護課)

(3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

(回答)

本市におきましては、平成21年3月に策定した「交野市第2期障がい福祉計画」に基づきサービス提供基盤の整備に努めているところでございます。

なお、平成21年度におきましても、障がい福祉サービス制度の拡充に向けて、本市より大阪府市長会を通じて国などに対し要望しているところでございますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。  
(障がい福祉課)

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

多様化する労働形態や職場環境があるなかでのメンタルヘルス対策として、北河内7市からなる北河内労働ネットワークの場を通じて企業担当者ならびに受講希望者に対して啓発を実施しており、健康づくりと同様に重要な取り組みであるとの認識のもとに、今後も関係機関と連携して啓発ならびに施策の充実に努めてまいります。  
(健康増進課)

## 5. 子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

(回答)

地域全体で子育て支援・次世代育成支援を行うことをめざして、「交野市次世代育成支援後期行動計画」を現在策定進行中(平成22年4月施行)です。

計画策定に先立ち市民ニーズ調査を実施し、地域の状況や課題を把握するとともに、潜在ニーズも含めた必要なサービス量を把握しております。

保育所待機児童の解消につきましては、定員の弾力化により対応を行い、人口の減少とあわせて解消できるよう対応してまいります。

保育所は子育て支援のリソースとして、地域の在宅子育て家庭への子育て支援にも対応しております。

保育の質の低下を招かないよう、雇用体制の確保ならびに資質向上を図るよう研修を実施しております。

在宅子育て家庭に対する支援につきましては、地域の子育て家庭が親子で気軽に立ち寄れる場所として、地域子育て支援拠点事業の「地域子育て支援センター、つどいの広場」を活用し、今後は機能の拡充に対応してまいります。

多様化する就労形態や保育ニーズにつきましては、公私立全園10ヶ所での延長保育実施や一時預かり（旧一時保育）事業及びファミリーサポートセンター事業を継続実施いたします。休日保育・夜間保育につきましては、需要量と供給量のバランスを見極め、現在はファミリーサポートセンターの活用で対応しております。 （こども室）

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないよう対策を講じること。

(回答)

本市においても、平成22年度まで小学校の昼間人的警備を行います。

平成23年度以降について、現在、交付金廃止に伴う代替措置を検討しています。検討にあたっては、子供の安全・安心が損なわれることのない対策を講じていきます。 （学校管理課）

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

少人数学級編制につきましては、学校生活の基盤を築く重要な時期である小学校1・2年生において、市内すべての小学校1・2年生に35人を基準とした少人数学級編制を実施しているところ。小学校3年生から中学校3年生においては、子どもの個々の学習状況に応じたきめ細かな指導を行うため、学力向上支援員等を配置し習熟度別指導を推進していますが、この必要性については十分認識しているところです。今後も機会を捉え、府教育委員会へも要望してまいります。

また、児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育を系統的に展開し、職業体験をはじめとする体験学習等の機会を設けるとともに、社会生活における職業の意義や価値について理解させ、望ましい職業観・勤労観の育成を図っています。 （指導課）

(4) (公的就学支援の拡充)



経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

就学援助制度につきましては、すべての児童・生徒が義務教育を円滑に受けることができるように配慮し実施すべきものであり、教育委員会としましてもできる限りこの制度を推進していきたいと考えております。

また、その他の様々な制度等につきましても、関係機関との連携を図りながらより一層の充実をめざして取り組んでいきたいと考えております。(学校管理課)

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

児童虐待への取り組みについては、その増加・深刻化等を背景に、平成20年度より相談員を1名増員し体制の充実を図るとともに、関係機関が必要な協議・調整を行う要保護児童対策地域協議会を設置し、早期発見・早期対応に努めています。

また、育児不安を抱えた家庭を訪問し必要な支援を行う養育支援訪問事業等を実施し、児童虐待の発生予防にも努めています。

今後とも、関係機関との緊密な連携のもと、児童虐待への適切な対応を図ります。

(社会福祉課)

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

本市においても女性への暴力防止の取り組みは非常に重要な施策になっており、相談事業につきましては人権相談・女性相談を実施しており、被害者の相談を受けております。また、大阪府・警察署等とも連携を図っております。

また、DV啓発用リーフレットを作成し、女性に対する暴力が女性の基本的人権を侵害する重大な問題であることの認識を広めるため、市民に対してDV法や相談窓口等の啓発を図っております。(市長公室人権政策担当)

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

(回答)

少子高齢化が進展し、社会経済情勢が急激な変化を遂げるなか、その社会を構成する男女が、ともに考えていくべき重要な問題です。性別による固定的な役割分担やそれに基づく社会慣行は依然として残っています。DVやセクハラ等の女性に対する暴力の防止、仕事と家庭の両立、雇用における男女格差、男性の長時間労働等、男女が共同して作り上げる男女共同参画社会の実現には、解決すべき多くの課題が残されています。

本市でも、行動計画に基づく施策を推し進めることとあわせ、市民・事業者とともに連携・協力するなかで男女共同参画施策を推進していくことが重要になっています。そのため、男女共同参画社会基本法等、さらに本市行動計画に基づき、社会のあらゆる分野で男女が対等な立場でその個性と能力を發揮できるよう推進してまいります。(市長公室人権政策担当)

## 6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。またその現状(達成状況)を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

温室効果ガスの削減目標につきましては、わが国として2020年までに25%削減(1990年比)という意欲的な目標が現政権から早々と打ち出され、国連において全世界に表明されております。この目標は全世界的な協力がなければ達成されないものと考えますが、少なくとも日本の地球温暖化問題に対する意気込みが示されているものだと受け取っています。地球温暖化問題は、全人類の問題であり、国・都道府県・市町村の各主体がそれぞれの役割を認識し、各部門(産業・運輸・民生など)への実効性のある施策を実施する必要があると考えております。

本市における当該対策につきましては、現在、地球温暖化対策実行計画として「第2期交野市エコオフィス率先行動計画」があり、主に市役所内での事務的なものに対する取り組みが中心となっております。また、その進捗状況等の検証・補強の管理システムとしましては、L A S - E(環境自治体づくりのマネジメントシステム)に取り組んでおります。今後は、環境自治体づくりの一環として市役所内だけでなく地域も包含した温暖化対策に取り組み、マネジメントシステムのステップアップにより施策等の検証・拡充をめざしていきたいと考えております。

(環境保全課)

## (2) (4Rの推進とリサイクル率の向上)

リフューズ(ごみになるものを断る)・リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)「4R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率(10.6%)を早期に全国平均並み(19.6%)にするために、各自治体でも施策を強化すること。

## (回答)

本市においては、国が推進している「3R」に「リフューズ(ごみになるものを断る)」を最初のRに加え、交野市4R市民会議と連携して、ごみの減量化及びリサイクルを推進しています。また、平成21年度においては、同会議と共同でマイバッグキャンペーンや生ごみ堆肥化講習会を開催するなど、ごみの減量化に取り組んでいます。

なお、分別収集については現在、普通ごみ、可燃粗大ごみ、不燃粗大ごみ、缶・ビン・なべ、新聞・雑誌・ダンボール、ペットボトル・プラスチック製容器包装、牛乳パック、乾電池、蛍光灯の9種分別を行っており、また、ごみのリサイクル率に関しては、地域の集団回収を含めて平成20年度で約16.7%です。

ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底については、生ごみの堆肥化、生ごみの水切りの徹底、レジ袋の削減、紙ごみ・プラスチック製容器包装の分別の推進など、広報・ホームページ等を通じて行っておりますが、さらなるごみの減量やリサイクルの徹底を図るため、今後も引き続き啓発活動を行っていきたいと考えております。(循環型社会推進室)

## (3) (災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

## (一括回答)

(3) について、食糧備蓄につきましては、大阪府の地震被害想定で想定される本市内における最大避難者数をベースに災害時用食糧を備蓄しており、それらの食品の賞味期限が5年間あることから、最大数を5等分した数を毎年購入しております。住民参加の防災訓練につきましては、自主防災組織を中心に実施される訓練に対して支援・協力しております。次に、避難場所への誘導標識については、現在43ヶ所に設置しております。

緊急医療体制の整備は、医師会及び災害医療センターとの密接な連携関係の構築に努めているところです。土石流対策・河川改修の面では、すべての危険箇所の対策工事には膨大な時間・費

用が必要になります。このため、土砂災害防災マップ全戸配布による啓発等を実施しています。これら防災対策には終わりがいいことから、今後より一層の対策に努めてまいります。

公立学校耐震化については、児童・生徒等が1日の多くを過ごし、また、地域の防災拠点としての働きもあることから、早期の耐震化率100%をめざし取り組んでおります。今年度から大阪府の耐震アドバイザー制度を活用し、出前講座において家屋の耐震の重要性についての周知・啓発に取り組んでいるところでございます。また、耐震診断制度については平成10年度に創設、平成19年度には「耐震改修促進計画」を作成するとともに、耐震診断に対する補助の拡充もいたしております。平成20年度には、耐震診断補助制度の概要を示した地震防災マップを全戸配布するとともに補助内容をホームページや本市広報誌に掲載し、周知・啓発に取り組んでいるところでございます。耐震改修等補助制度については、検討していくこととしております。

(市長公室防災安全担当)

#### (4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織(自治会や自警団・夜回り隊など)との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

#### (回答)

市民の皆様の「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警枚方警察署と連携し、地域安全運動や防犯意識啓発キャンペーンなどを実施し、防犯対策の強化に努めております。

登下校時の子どもたちの見守りについては、青色パトロールカーの運行や、地域の自主防災組織の方々による見守り活動を支援してまいります。

(市長公室防災安全担当)

#### (5) (街づくりの強化)

平成22年3月供用の第2京阪道路は、北河内区域の交通渋滞の解消や本市の活性化に寄与すると期待が寄せられている。星田北地域では営農希望者や土地活用を望まれる方の意向を尊重した街づくり構想の検討など、具体的な取り組みが行われている。乱開発を抑制し、星田北地域の強み・特色を活かした良好な街づくりは、市にとっても重要な事業と認識している。国・大阪府の支援を得るため、事業主体として方針を定め積極的に推進していくためにも、庁内体制(P T)を整えて取り組むこと。

福祉の街づくりの実現のため、鉄道駅周辺のバリアフリー化を進めることは重要である。一日の利用者数が5,000人未満の駅舎についてはバリアフリー化が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。高齢者や障がい者の利用実態を踏まえ、事業化に向けて優先順位を決め、事業実施の年次計画の中で示すこと。

道路整備の維持管理、特に歩道については、高齢者や障がい者が安心して歩行ができるよう改善を図ることが重要である。市内の歩道の安全調査を行い、不備な箇所については

早急に整備を行うこと。

(回答)

星田北地区につきましては、平成20年6月に地権者によるまちづくり協議会が設立され、乱開発を抑制することを目的とした会員の総意によります申し合わせ書の締結もしております。そして、当協議会の設立以後、勉強会や先進地視察会等の取り組みを重ねられ、現在は当地区の将来のあるべき姿を描いた「星田北地区まちづくり基本構想」を策定されている状況です。

本市といたしましても、現在、土地利用計画の方針となる「都市計画マスタープラン」の改定作業中であり、当協議会において策定されましたまちづくり構想につきましては、一定反映させる形で位置付けてまいりたいと考えております。

また庁内体制につきましては、すでに第二京阪道路に関する庁内調整会議がございますことから、この会議を有効に活用するとともに、沿道のまちづくりに関する調整等を図ってまいりたいと考えております。

(都市計画課)

本市は、平成14年3月に、交通バリアフリー法に基づく「JR河内磐船駅・京阪河内森駅周辺地区整備基本構想」を策定し、この基本構想を基に平成14・15年度には国・府とともに鉄軌道事業者に補助金を交付しJR河内磐船駅にエレベーターを設置したほか、京阪河内森駅付近の歩道の改良工事等を実施いたしました。また平成20年度には、JR星田駅においてエレベーターを設置いたしました。現在におきましても、京阪河内森駅及び郡津駅においてバリアフリー化を実施する予定でございます。

バリアフリー化等の設備に関する費用の助成につきましては、本市の逼迫した財政状況を鑑みましても非常に困難であると言わざるを得ない状況でございますが、財政健全化の推進とともに関係機関との調整も図りながら、バリアフリー基本構想等に基づく事業の実施に努めてまいります。

(都市計画課)

歩道を含む道路舗装等の維持管理につきましては、市内全域において路面の傷みが激しく、また通行実態に鑑みて危険な箇所から順次補修を行っております。

なお本市の安心・安全に係る重要施策として、安心・安全な歩行空間の確保をめざし、利用頻度が高く、段差がある等危険な歩道から、段差の解消や切り下げ(スロープ)の緩傾斜化・拡幅等、平成20年度から3ヶ年計画で順次整備を行っているところです。

(道路河川課)

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法(仮称)の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(回答)

民主党マニフェストには、人権が尊重される社会をめざし、人権侵害からの迅速かつ実効性のある救済を図るための人権侵害救済機関を創設する、とあります。人権侵害救済法の早期制定に

対する国への要望につきましては、大阪府・府内市町村総意のもと連携して要望していきたいと考えております。

人権啓発につきましても、本市の人権協会と連携し、市民への啓発を図っております。

(市長公室人権政策担当)

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本市では、人類共通の願いであります恒久平和実現のため、平成13年に「平和と人権を守る都市宣言」を制定し、市民とともに平和で安心して暮らせる社会を築くための取り組みを展開しております。

戦争の悲惨さと幾多の尊い犠牲があったことを風化させることなく、平和への願いを込め次世代に語り継いでいくため、毎年「平和祈念のつどい」を開催し、多くの戦争犠牲者の冥福を祈り、平和と人権が守られる社会を実現するため、市民支援のもと非核・共生・非暴力都市交野の輪を広げております。

(市長公室人権政策担当)